

令和8年4月7日

保護者様

岐阜県立岐南工業高等学校長

遅刻指導について（お願い）

春陽の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年度、本校の遅刻数が年間1000件を超えました。本校に求人を頂いている企業の採用担当者の要望の多くは、欠席・遅刻の数が少ない生徒です。就職率100%を目標にしている本校では、採用試験に合格するためにも欠席・遅刻数を減らしたいと考えています。

今年度より遅刻をした場合の指導方法を以下のように定めさせていただきます。

予鈴の8時25分に、着席していること（5分前着席を厳守！）

遅刻の規定

朝8時30分の始業のチャイムが鳴った瞬間から、遅刻となります。
チャイムが鳴り終わるまでではありませんので、共通理解をお願いします。

（1）遅刻届の提出について【例年通り】

生徒

1. 生徒指導室へ行く。（考查中は教務室へ行く。）
2. 遅刻届の用紙に必要事項を記入し、押印を受けた半券を受け取る。
3. 教室等へ入室の際、遅刻届の半券を担任もしくは教科担任に提出する。

※遅刻の理由が寝坊、忘れ物等の場合や学校へ遅刻連絡を怠った場合は、『遅刻改善用紙』を記入する。遅刻改善用紙を持って、その日のうちに担任、学科主任、生徒指導部で指導を受ける。[各先生押印]

（2）遅刻が多い生徒について 遅刻の指導は以下の通りです。

指導方法は以下のように定める。（長期の通院を必要とする病気などの場合は、別途協議）

遅刻が、 累計10回 になった生徒	・学科主任・生徒指導部指導。 (担任は保護者へ連絡)
以後遅刻5回ごと	・学科主任・生徒指導部指導。 (担任は保護者へ連絡)

なお、お気づきの点がありましたら、学校までお知らせください。